

## 石川こども園（2・3号認定） 入園にあたっての案内

- 勤務先や勤務時間の変更などがある場合や、保育の必要な事由の変更（退職し、求職活動を行う場合など）は必ず変更の申請を行ってください。  
保育料や保育時間が変更になる場合があります。
- ※ 毎月20日までの申請で、翌月から変更が適用されます。
- ※ 変更申請は、園または役場こども1ばん課で受け付けています（就労証明など、事由に応じた添付書類等が必要です）。
  
- 保育料等諸費は、石川こども園の指定する方法により、石川こども園の指定する期日までにお支払いください。
  
- 入園している園児が、病気・けが・入院等の理由により、当該月の  
登園日数が開園日数の2分の1以下の場合 ⇒ 月額保育料は 2分の1  
登園日数が皆無の場合 ⇒ 月額保育料は 0円 となります。
- ※ 園とこども1ばん課の協議により判定しますので、申請は必要ありません。  
(欠席される場合は、園への連絡は必ず行ってください)
- ※ ご家族等の休みが多くなる8月に限り、上記理由以外であっても保育料の減額を適用します。
  
- 幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児までの保育料が無償となります。また、0歳児～2歳児の住民税非課税世帯についても無償の対象となります。（給食費、行事費、延長保育料などは、無償化の対象外です）
  
- 保育料の無償化に伴う副食費の徴収について、保護者の経済的負担を軽減するため、河南町独自で補助制度を設けています。副食費4,500円（1か月当たり）を上限とし、各園の実際の副食費と比較し低い方が補助額となります。
  
- 第2子以降の0歳児から2歳児までの保育料については、河南町独自で補助制度を設けており、一度お支払いいただいた保育料を、申請により償還払いにて補助します。申請については、毎年夏ごろに園を通じてご案内致します。

河南町 こども1ばん課 ☎0721-93-2500（内線162）